

岩手県告示第392号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

令和元年11月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 埋立てのしゅん功認可をした年月日 令和元年10月28日

2 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称

(1) 住所 盛岡市内丸10番1号

(2) 名称 岩手県

3 埋立区域

(1) 位置 宮古市港町320番、321番1及び321番2並びに日立浜町37番1、37番2、55番2及び56番の地先公有水面

(2) 区域 別紙図面のとおり

(3) 面積 3994.45平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成27年7月16日 岩手県指令港第74号

5 埋立地の所在市町村 宮古市

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。